

電力安全課への申請・届出手続きについては、原則押印は不要となりました。

令和2年12月28日に、「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行されたことを受け、電力安全課への申請・届出手続きについては、原則押印は不要となりました。

なお、主任技術者免状交付申請等に添付する実務経歴の証明書、保安管理業務外部委託申請に係る電気管理技術者の受託要件の確認書類や電気保安法人の要件の確認書類等、申請・届出書の添付書類の中には引き続き押印が必要となるものもありますので、詳しくは当部HPに掲載している申請・届出等の様式をご確認ください。(様式中「印」のマークがあれば押印必要、「印」のマークが無ければ押印不要)

(参考)押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令
(電力安全課への手続関係抜粋)

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/electric/data/20210113bassui.pdf>